

家畜衛生情報

令和2年9月7日
(通算第432号)
長野県庁家畜防疫対策室
電話 026-235-7232

平成30年9月 豚熱初発生から2年...

引き続き 飼養衛生管理の徹底をお願いします！

平成30年9月に岐阜県において豚熱が初発生してから2年が経過し、OIE（国際獣疫事務局）が認定する清浄国の資格を失い、「非清浄国」となりました。

豚熱（CSF）については本年3月13日以降、飼養豚での新たな発生は確認されていませんが、アフリカ豚熱（ASF）については、アジア地域での拡大が見られており、依然として警戒を続ける必要があります。

これらの状況を踏まえ、農林水産大臣から豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）の今後の対策に関して方針が示されました。

CSF 及び ASF の対策の方針(農林水産省)

改正した家畜伝染病予防法の遵守とともに、次の取組を着実に実施すること

- (1) 発生予防・水際対策の継続実施による ASF 侵入防止等
- (2) 将来的な「CSF 清浄国」の再復帰を目指した取組の実施

具体的には

- ① 感受性動物対策として、CSF 予防的ワクチン接種の徹底
- ② 飼養豚と野生イノシシの遮断対策として、飼養衛生管理の徹底
- ③ 野生イノシシ対策として、サーベイランス、捕獲強化、経口ワクチン散布
- ④ 水際対策として検疫体制強化、探知犬の活用
- ⑤ 国産マーカーワクチン・経口ワクチンの開発推進
に取り組むこと

発生予防対策の重要ポイント(抜粋)

(ア) 人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ☑ 衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ☑ 衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と飼養の徹底
- ☑ 人・物の出入りの記録
- ☑ 飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ攪拌しながら摂氏90度以上・60分間以上又はこれと同等以上の効果を有する加熱処理を徹底

(イ) 野生動物対策

- ☑ 飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ☑ 豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ☑ 死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

＼家畜の異常通報、飼養衛生管理に関する相談は家畜保健衛生所まで！／



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232